

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からない〜!？」



お任せください。  
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で  
解説いたしましょう!

## 「改正パートタイム労働法って？」

平成20年4月1日より、改正パートタイム労働法が施行されます。

昨今の少子高齢化問題、労働力の減少などパートタイム労働者が能力をより一層発揮させることが重要になってきます。

今回の法改正は、そのための雇用環境を整備させることを目的としていると言えます。

### ★そもそもパート労働者とは

パートタイム労働法においてパート労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者」のことを言います。

「パートタイマー」「アルバイト」「臨時社員」「契約社員」など呼び方の問題ではありません。

### ★改正のポイント

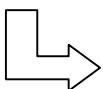
◆いくつかの点が**義務化**になっています。

- ・労働基準法により労働条件の明示が文書の交付により義務付けられていますが、それに加え、昇給・退職手当・賞与の有無などについても**文書の交付等**により明示が義務化されます。→違反の場合過料（10万円）
- ・雇入れ後、パート労働者から求められたとき、待遇を決定するに当たって考慮した事項（賃金の決定方法、就業規則の作成手続きなど）を説明することが義務化されます。

◆①仕事の内容や責任 ②人事異動の有無や範囲 ③契約期間 の**3つの要件が正社員と同じ**場合、賃金や教育訓練、福利厚生などの待遇を差別的に取り扱うことが**禁止**されます。

◆**正社員への転換**を推進するための措置（正社員募集する際、パート労働者にも通知するなど）を講じることが**義務化**されます。

◆パート労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。



パート労働者の雇用管理の改善のため、評価・資格制度や正社員への転換制度などを導入した場合、「**パートタイマー均等待遇推進助成金**」の対象になるかも知れません。

※「**パートタイマー均等待遇推進助成金**」については、次号以降詳しくお伝えします